



ひんせい リフォーム 施工事例

リフォームかわら版
vol.73

今回は、介護保険適用リフォームについてのお話です。

介護認定(要介護・要支援)を受けている方のために必要な住宅リフォームをすると、費用の9割(支給限度20万円の9割=18万円最大)が支給されます。申請に関しては担当ケアマネージャーさんと工事会社が連携して行います。おじいちゃん、おばあちゃんのために介護保険制適用リフォームしてみませんか？

介護保険住宅改修の対象となる工事

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関などに手すりを設置。

② 床段差の解消

各室間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差解消工事。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

畳敷から板製床材、クッションフロア等への変更、浴室床材の滑りにくいものへの変更工事など。

④ 引き戸等への取替え

開き戸を引き戸やアコーディオンカーテン等に取り替える工事、ドアノブの変更、戸車の設置も含む。

⑤ 洋式便器への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合。

⑥ ①から⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手すりの取付けのための壁の下地補強、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など。

施工事例

お母様のためのバリアフリー (S様邸)

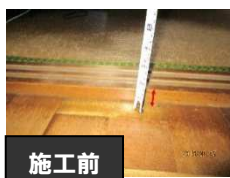


施工前

手すり取付、脱衣室と浴室の段差解消、滑りにくい床材、引き戸へ取替え



施工後



施工前

廊下と部屋の段差解消



施工後

お父様のためのバリアフリー (H様邸)



施工前



施工後

和式から洋式便器へ、手すり取付、段差解消、引き戸へ取替え

介護保険適用リフォームお気軽にご相談ください！

お気軽にお問い合わせ下さい！

0120-312-341



エクステリア
住まいのお手伝い
事業部